

福岡市公報

令和 7 年 3 月 31 日 第 7132 号(別冊 25)

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目次
消 防 局

ページ

○福岡市消防局部長以下専決規程の一部改正（訓令甲第 5 号）	1
○福岡市消防職員人事異動取扱規程の一部改正（訓令甲第 6 号）	1
○福岡市消防職員の勤務等に関する規程の一部改正（訓令甲第 7 号）	2
○福岡市消防職員の勤務を要しない日の振替等に関する規程の一部改正（訓令甲第 8 号）	3

消 防 局

福岡市消防局訓令甲第 5 号

福岡市消防局部長以下専決規程（平成 27 年福岡市消防局訓令甲第 13 号）の一部を次のように改正し、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 3 月 31 日

福岡市消防局長 高 田 浩 輝

別表第 4 予防部関係の部指導課長の款中(3)の項を削り、(4)の項を(3)の項とし、(5)の項中「完成検査済証及び許可書」を「及び完成検査済証」に改め、同項を(4)の項とし、(6)の項を(5)の項とし、(7)の項を(6)の項とし、(8)の項を(7)の項とし、(9)の項を(8)の項とし、(10)の項を(9)の項とし、(11)の項を(10)の項とし、(12)の項を(11)の項とし、(13)の項を(12)の項とし、(14)の項を(13)の項とし、(15)の項を(14)の項とし、(16)の項を(15)の項とし、(17)の項を(16)の項とし、(18)の項を(17)の項とし、(19)の項を(18)の項とし、(20)の項を(19)の項とし、(21)の項を(20)の項とし、(22)の項を(21)の項とし、(23)の項を(22)の項とし、(24)の項を(23)の項とし、(25)の項を(24)の項とし、(26)の項を(25)の項とし、(27)の項を(26)の項とし、(28)の項を(27)の項とし、同表消防署関係の部消防署長の款中(1)の項を削り、(2)の項を(1)の項とし、(3)の項を(2)の項とし、(4)の項を(3)の項とし、(5)の項を(4)の項とし、同部予防課長の款中(1)の項を削り、(2)の項を(1)の項とし、(3)の項を(2)の項とし、(4)の項を(3)の項とし、(5)の項を削り、(6)の項を(4)の項とし、(7)の項を(5)の項とし、(8)の項を削る。

福岡市消防局訓令甲第 6 号

福岡市消防職員人事異動取扱規程（昭和60年福岡市消防局訓令甲第5号）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和 7 年 3 月 31 日

福岡市消防局長 高 田 浩 輝

第2条第1項中「福利厚生課長」を「職員共済課長」に改める。

福岡市消防局訓令甲第7号

福岡市消防職員の勤務等に関する規程（昭和26年福岡市消防局訓令第12号）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和 7 年 3 月 31 日

福岡市消防局長 高 田 浩 輝

第3条中第6項を第8項とし、第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、同条第3項中「前項」を「前2項」に改め、同条中同項を第5項とし、第2項を第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合には、局長が別に定めるところにより、休憩時間を60分から45分に短縮することができる。
第3条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの場合に認められる早出遅出勤務（始業及び終業の時刻をあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務をいう。）を行う職員の勤務時間については、局長が別に定める。

- (1) 通勤時間帯における交通混雑に対処する場合
- (2) 業務の都合による場合
- (3) 職員の疲労を回復する必要がある場合

第3条の2第2項を同条第3項とし、同条第1項中「前条第6項」を「前条第8項」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

毎日勤務者のうち、各消防署予防課の職員（正午から午後1時までの間に窓口業務に従事することを命じられた職員に限る。）の休憩時間は、前条第3項の規定にかかわらず、午前11時から午後2時までとする。

第4条第2項中「第3条第3項から第5項まで」を「第3条第5項から第7項まで」に改め、同条第3項中「前条第2項」を「前条第3項」に改める。

第5条第2項中「第3条第6項、第3条の2第1項」を「第3条第8項、第3条の2第2項」に改める。

第22条第11号中「第3条第6項」を「第3条第8項」に改め、同条第11号の2中「第3条第8項」を「第3条第9項」に改め、同条第11号の4の次に次の1号を加える。

- (11)の5 勤務不要日 正規の勤務時間について所定の組合せを行った結果終日勤務しないこととなる日（週休を除く。）

第22条第12号中「出張。」を「出張」に改め、同号ただし書を削り、同条第12号の2中「住所又は居所」を「自宅等」に改める。

福岡市消防局訓令甲第 8 号

福岡市消防職員の勤務を要しない日の振替等に関する規程（平成 6 年福岡市消防局訓令甲第10号）の一部を次のように改正し、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 3 月 31 日

福岡市消防局長 高 田 浩 輝

第 1 条中「第 3 条の 2 第 1 項」を「第 3 条の 2 第 2 項」に、「第 3 条第 8 項」を「第 3 条第 9 項」に改める。

第 3 条第 1 項、第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項中「第 3 条第 8 項」を「第 3 条第 9 項」に改める。

